

2012年6月13日

横浜刑務所長

伊藤 謙二 殿

横浜弁護士会

会長 木村保夫

勧告書

当会は、申立人Aの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、下記のとおり勧告します。

勧告の趣旨

申立人は、2007年2月16日から2009年2月15日まで横浜刑務所において服役していた者であるところ、少なくとも2007年6月22日から2009年2月14日までの604日の間、通算484日に及ぶ制限区分第4種としての昼夜居室処遇を中心に、閉居罰、保護室収容期間を含めて、継続して実質的な隔離状態の処遇を受け続けた。また申立人は、そのような処遇により、その健康をも脅かされる危険があったものと言わざるを得ない。その間申立人は、集団的労役を拒否していたわけではなかったのであり、受刑者の改善更生と社会生活への適応を目的とする刑務所としては、できる限り集団的労役の機会を与え、その他集団処遇を行うよう努めるべきところ、これを怠って漫然と申立人に対する上記のような処遇を継続したものであり、これらは、申立人の人格の尊厳を損なう人権侵害と判断される。

よって当会は、横浜刑務所に対し、受刑者を制限区分第4種に指定した場合にも、できる限り集団的労役その他の集団処遇を行うよう、また、やむを得ず昼夜居室処遇を行う場合もできる限り短期間に止め、その期間が漫然と長期化して実質的な隔離状態になることのないように処遇の改善を行うよう、勧告する。

勧告の理由

別紙調査報告書のとおり

2012年5月15日

横浜弁護士会

会長 木村保夫 殿

人権擁護委員会

委員長 佐藤昌樹

調査報告書

申立人Aの横浜刑務所に対する人権救済申立事件（2008年第22号）について、次とおり調査結果を報告します。

第1 処理意見

横浜刑務所に対して、別紙勧告書のとおり勧告するのが相当である。

第2 申立の概要

1 申立人

申立人は、傷害、公務執行妨害等で懲役2年6月の刑（未決算入150日）で、東京拘置所を経て、横浜刑務所で服役していたが、2009年（平成21年）2月15日出所した。

2 申立の日時

2008年（平成20年）7月24日。

3 申立の趣旨

横浜刑務所に在監中、労務作業の際、「札をしない」ことで、刑期のすべてにわたって「隔離収容」されていた。このため、申立人は、自律神経失調などの身体に変調を来たした。申立人に対して、1年以上「隔離収容」したことは人権侵害に当たる。

第3 当委員会が認定した事実

当委員会が申立人からの事情聴取と横浜刑務所に対する書面照会等から認定した事実は以下の通りである。（当委員会の質問内容と横浜刑務所の回答については、別紙1の報告書、別紙2の照会事項と別紙3のとおり）。

なお、以下、申立人のいう「隔離収容」のうち、保護房収容を①、閉居罰を②、昼夜居室処遇を③と、分類・表示する。

- 1 申立人については2007年（平成19年）1月15日から2月16日まで東京拘置所での考查期間を経て、同年2月16日から4月11日まで横浜刑務所での考查期間があった。
- 2 同年4月11日、集団での労務作業が始まるが、申立人は、整列、番号掛けはしたものの礼をすることを拒否した。具体的には、工場に出役した際、工場担当看守の「番号」（1、2、3…）、「気をつけ、礼」の号令に対して、「気をつけ」はしたものとの「礼」はしなかった。そのため、申立人は、「指示違反」の取り調べ（反則行為調査）を受けた。さらに、指示違反の取調べの際も、黙秘し、また取調べ室への入室の際に礼をすることを拒否した。その結果、刑務所から「指示違反」として、7日間の閉居罰を受けた。

同日から16日までは昼夜居室処遇（③）とされ、この期間、取調べが行われた。同月17日から同月23日まで7日間、居室での閉居罰（②）を受けた。

なお横浜刑務所では、刑務作業は工場で行い、出役前後の時間は居室（共同室）で過ごすのが原則であるが、昼夜居室処遇とは、刑務作業を居室（単独室）で単独で行い、出役前後の時間も同じ居室（単独室）で過ごすというものである。

- 3 居室での閉居罰を終え、同月24日から再び昼夜居室処遇（③）となったが、同月27日、大阪拘置所、福岡拘置所、東京拘置所で執行された3件の死刑執行について、申立人は、居室で「死刑執行反対」というシュプレヒコールをした。

大声を発したことで、申立人は、翌28日から30日までの間、保護室（①）に収容された。

その後、申立人は、取り調べのために昼夜居室処遇（③）を経て、同年5月11日から25日まで15日間の閉居罰（②）を受けた。同月26日からは昼夜居室処遇（③）に戻った。

同年6月7日に集団での労務作業に就業することになっていたが、申立人は、やはり礼を拒否したことで、「指示違反」ということになり、同月15日から同月22日まで8日間の閉居罰（②）を受けた。

- 4 その後は、別紙のとおり、集団での刑務作業に就業する機会を与えられることのないまま、昼夜居室処遇（③）とされていたが、その間に再び死刑執行があり、申立人は、そのことに抗議して、「死刑執行反対！」という大声を上げ、それに加えて、「（刑務所の）待遇改善」などのシュプレヒコールをした。

そうすると、近隣の居室から、呼応する声や指笛、拍手などがあった。

このように、申立人は、死刑執行（別紙3のとおり）があるとシュプレヒコールをして、取り調べを受け（その間は昼夜居室処遇扱い）、閉居罰を受け、それが終

わると、昼夜居室処遇に戻るということを繰り返した。

申立人が同じことを繰り返したため、昼夜居室処遇（③）が、2007年（平成19年）6月22日から2009年（平成21年）2月14日までの間のうち、18回通算で484日間、繰り返されていた。

その内訳は、別紙3のとおりである。この内訳を見ると、18回の昼夜居室処遇の間に2日間の保護室（①）での拘禁が8回で通算16日、閉居罰（②）での拘禁が9回で通算112日ある（年末年始による閉居罰の中止があるため）。その間の通算日数は604日である（一部同じ日に複数の処遇が重なることがある）。

- 5 このようにして申立人は、刑務所に入所してから退所するまでの全ての期間にわたって保護室、閉居罰、昼夜居室処遇のいずれかで単独での拘禁状態が続いたものである。

第4 当委員会の判断

- 1 事実認定に関しては、申立人が主張する事実と横浜刑務所の回答とに次の点を除き、特に齟齬はなかった。

申立人は、1年以上もの期間、「隔離」（「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下「法」という）76条）の処遇をされたと思っていたが、横浜刑務所の第1回目の回答は、「申立人に対する処遇は、制限区分第4種に基づく『昼夜居室処遇』にすぎない」とのことであった。なお申立人は、運動や入浴時は集団で行っていたと述べている。

さらに、484日間「昼夜居室処遇」が継続したのかどうか、再度、横浜刑務所に確認したところ、横浜刑務所から、別紙3のとおり、①保護室隔離、②閉居罰、③昼夜居室処遇の区別による詳細な拘禁状況の回答があった。

2 「昼夜居室処遇」と「隔離」との違いについて

- (1) 法88条は「制限の緩和」について規定し、その1項は「受刑者の自発性及び自立性を涵養するため、刑事施設の規律及び秩序を維持するための受刑者の生活及び行動に対する制限は、法務省令で定めるところにより、第30条の目的を達成する見込みが高まるに従い、順次緩和されるものとする。」とし、これを受け、「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」（以下「規則」という）48条が、受刑者について第1種から第4種の制限区分を指定し、又は指定を変更することを定めている。また、規則49条は、これら制限区分の違いに応じ、居室の開放の程度を規定しており、最も一般的な場合である第3種では「矯正処遇等は、刑事施設内において、主として居室棟外の適当な場所で行うものとする」と定め、

また第4種では「矯正処遇等は、刑事施設内において、特に必要がある場合を除き、居室棟内において行うものとする」と定めている。

また、「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令」（平成18年5月23日、法務省矯成訓第3321号）第3条では、制限区分の分類の基準が次のように定められている。

- ① 第1種＝改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることができる見込みが特に高い者。
- ② 第2種＝改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ucherことができる見込みが高い者
- ③ 第3種＝改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ucherことができる見込みが中程度である者。
- ④ 第4種＝改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ucherことができる見込みが低い者。

制限区分第4種から制限区分第1種まで徐々に制限が緩和されていく。これに自弁物品の使用・摂取等に関する「優遇措置」（第5類から第1類まで。法89条）の段階的な措置を講ずることと併せて、受刑者の「やる気」を醸成していくシステムが構成されている。

(2) 制限区分第4種は、上記のように、矯正処遇等を原則として「居室棟内において行う」とされている。これはすなわち、居室棟の外にある工場棟で作業をさせないということであるが、居室のある棟の別室で集団で作業を行うことは想定されており、また、運動、入浴、所内行事等において、他の受刑者と集団で遭遇することも排除されているものではない。

制限区分第4種としての処遇は、次に述べる隔離とは異なり、本来社会的存在である人間の処遇として、また、「改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として」なされるべき受刑者の処遇の原則（法30条）の目的からして、できる限り集団的処遇を行うべきものである。

(3) これに対して、法第76条1項1号の「隔離」は、「他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき」になされる収容であり、これは基本的に他の受刑者から隔離して、その処遇は、「昼夜、居室において行う」とされる。ただし、この場合でも「運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合」は、居室を離れて集団で行うこともできることになっている（同条1項柱書き）。

そして、この本来の隔離は、原則3月以内とされ、特に継続の必要がある場合

には、例外として1月ごとに更新することができるとされている（同条2項）。また、「隔離収容」の期間内であっても、隔離の必要がなくなったときには、直ちにその隔離を中止しなければならないとされ（同条3項）、さらに、3月に1回以上定期的に、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならないとされている（同条4項）。

これらは、隔離が、他の受刑者との接触を基本的に遮断するため、拘禁症状など受刑者の心身に悪影響を与える危険のある過酷なものであるから、かかる制限を設けているわけである。なお、これらの期間制限や健康診断等の規定は、監獄法時代にはなかったもので、その悪弊の是正をめざして新法で導入されたものである。

3 制限区分第4種の「昼夜居室処遇」の問題性

(1) 申立人が服役していた横浜刑務所は、制限区分第4種の受刑者について、昼夜を通じて同一の居室（単独室）で処遇する取扱いをしてきた。刑務作業もその居室で1人で行うことになる。

そして、その昼夜居室処遇房には、窓に目隠しフェンスがあるという。

2009年（平成21年）8月5日、横浜刑務所刑事施設視察委員会から横浜刑務所に対し、「『昼夜居室処遇房の窓外目隠しフェンスを撤去又は半分程度にして欲しい。』との申立てがあり、検討願いたい。」との意見が出された。これに対して、同年9月30日、横浜刑務所は、次のように報告をしている。

「当所の昼夜居室棟である第3舎及び第4舎1階の外窓には、建設当初から目隠しが設置されている。これらの居室には、昼夜居室、懲罰、隔離などの処遇に付された者を収容することとしているが、両側に居室棟が設置され、お互いに顔を識別できる程度の近距離であることから、通謀等を防止し、刑事施設の規律及び秩序を維持するために目隠しを配置しているものである。当所は、犯罪傾向が進んだ者を収容しているところ、この中には他の刑事施設において問題を起こして当所に移送された者、暴力団の派閥抗争関係受刑者等処遇上問題ある受刑者が多数含まれていることに加え、本年4月から長期刑の受刑者も収容しているなどの状況から、所内規律秩序を適正に維持するために必要な設備であると認識している。」（出典：法務省HP、プレスリリース平成22年7月分、「各刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表」198）

窓から外を見ることもできない狭い居室で、毎日毎日変化のない刑務作業と生活を継続するというのは、閉塞感が極めて強く、外界からの隔絶感を一層強くする。刑務作業は、午前8時30分から午後3時50分まで続けられるが、その間、

他の受刑者と集団労役をすると単独室で刑務作業をするのでは、受刑者の閉塞感・遮断感が全く異なる。

申立人自身、長期の昼夜居室処遇を受けていた期間に自律神経失調症等の変調があったと述べているし、刑務官から「指示違反を繰り返していると、頭がおかしくなるぞ。」と言われていた。

- (2) 監獄法の廃止と新法の制定は、とかく明確な規定もないままに制限が多かった刑事施設の被収容者に対する処遇を、被収容者的人権を尊重しつつ、状況に応じて適切に行うこととしている。

上記のように、横浜刑務所の昼夜居室処遇房は、目隠しの配置によって特に隔離感が強い。制限区分第4種による「昼夜居室処遇」の場合、運動や入浴は一応集団でなされ、運動の際には私語も可能であったようであるが、運動も入浴も回数や時間が制限されており、集団処遇の機会はごく限られていたものである。したがって、「昼夜居室処遇」が長期間継続されると、「隔離」と同様の弊害が考えられ、実質的な隔離、又はそれに近いものと評価すべき実態にあったと判断される。

- (3) なお、制限区分第4種の昼夜居室処遇による実質的な隔離の問題性については、日本弁護士連合会（日弁連）も夙にその問題性を指摘してきたし（日弁連『新・刑事被収容者処遇法の解説』（2007年3月）32頁など）、2008年10月29日国際人権（自由権）規約委員会が採択した日本についての「総括所見」パラグラフ21でも、「明確な基準ないし不服申立ての機会もないまま一定の受刑者を『収容区画』に隔離する実務を廃止するべきである」と勧告している。さらに日弁連は、2009年6月18日付けで横浜刑務所に対し、制限区分第3種の受刑者の閉居罰後の工場出役待機期間について、昼夜居室処遇が長期間に及んだケースに関し、これを実質的な隔離と認定して人権侵害と判断し、昼夜居室処遇が真にやむを得ない場合であっても、あくまで一時的・暫定的なものとして、できる限り短期間に止めるとともに、共同処遇を行う等処遇方法を改善するよう勧告している。

4 本件における申立人に対する人権侵害の有無

たしかに刑務所内独居で大声を発してシュプレヒコールを上げることは、姿は見えなくとも声は隣房にも聞こえるので、他の受刑者に対する秩序の維持上、申立人を一旦保護室（①）に収容し、又は事実関係を取り調べの上、閉居罰（②）にすることも、状況に応じてやむを得ない場合もあると思われる。

しかし、申立人は、各閉居罰が終わった後、集団労役の機会を与えられることな

く、昼夜居室処遇を再開されている。申立人がシュプレヒコールをしたことに対する評価は、すでに懲罰を与えられて終了していることから、刑務所が申立人に対して、昼夜居室処遇を再開する理由は、申立人が過去に礼をしなかったという指示違反以外に考えられない。

しかし、申立人が、過去、集団労役の際、「礼をしない」という「指示違反」をしたことをもって、各閉居罰が終了した時点で、再度集団労役の機会を与えることをせず、漫然と昼夜居室処遇（③）を再開し、①保護室隔離、②閉居罰、③昼夜居室処遇を通じて、全体として 604 日もの余りにも長期間の実質的な隔離状態を継続することは、正規の隔離に期間制限等を設けた法の趣旨を潜脱し、長期の隔離収容を受刑者に与えることと同じ効果をもたらすことになる。

申立人自身、昼間の集団労役自体を拒否しているわけではなかったのであるから、継続的に長期間、実質的な隔離状態であったことを考えると、その都度、集団就労の機会を与えるべきであった。また、制限区分第 4 種の指定を継続することが仮にやむを得なかつたとしても、昼夜居室処遇ではなく、昼間の刑務作業は別の作業上で集団で作業をさせることもできたはずであり、さらに所内行事等において、できる限り集団処遇の機会を与えるべきであった。

しかし、横浜刑務所がそのような機会を与えることなく、通算 484 日間も昼夜居室処遇を繰り返し、また①保護室隔離、②閉居罰、③昼夜居室処遇を通じて 604 日間もの実質的な隔離状態を継続したことは、憲法 13 条で保障されている申立人の人格の尊厳を侵害したものである。さらに申立人は自律神経失調症に罹患したことを訴えているが、604 日もの長期間実質的な隔離状態が継続されれば、その健康をも脅かし、またはその危険を与えたことは十分ありうることであり、これもまた申立人の人格に対する人権侵害があつたといわざるを得ない。

よって、別紙のとおり横浜刑務所に対し勧告するのを相当と思料する。

以上

報告書

- 1 申立人の申立の趣旨は、受刑期間中をほとんど「隔離収容」されたというものであつたが、申立自身が処遇の態様を把握していないことが考えられたので、当委員会は、横浜刑務所に対して、平成21年11月9日、申立人の処遇状況（隔離処遇の根拠と期間）を照会した。
- 2 これに対する横浜刑務所の平成22年2月8日付回答は、申立人の処遇は制限第4種に該当するとして、昼夜居室処遇した期間は、平成19年6月22日から平成21年2月14日までの間のうち、保護室に収容された期間（本文の①）及び懲罰を受けていた期間（本文の②）を除く通算484日間であるというものであった。
- 3 そこでさらに制限第4種による処遇を受けていた日を特定するため、当委員会は、平成23年7月1日別紙2の照会事項をもって、申立人に対する平成19年6月22日から同21年2月14日までの処遇を照会した。
- 4 これに対する横浜刑務所の平成23年8月9日付回答は別紙3のとおりであった。
(なお、申立人の保護室での収容は、死刑執行に対するシュプレヒコールを契機としているので、欄外に死刑執行の日を付記する。)

別紙 2

照会事項

1 貴所からの平成22年2月8日付で横刑受第4120号通知にて、A氏の処遇状況を「制限区分第4種に指定し、昼夜居室処遇した期間は次のとおりです。平成19年6月22日から同21年2月14日までの期間のうち、保護室に収容されていた期間及び懲罰を受けていた期間を除く通算484日間です。」と回答していただきました。

そこで上記平成19年6月22日から同21年2月14日までの処遇を、下記のように区別して、時系列の順に始期と終期を区別して漏れなくご回答下さい。

- ① 保護室に収容されていた期間
- ② 懲罰を受けていた期間（その処遇状況も）
- ③ 制限区分第4種に指定し、昼夜居室処遇した期間
- ④ ①②③以外の処遇を受けていた期間

例 平成19年7月2日から同月9日まで	保護収容 (①)
平成19年7月9日から同月14日まで	夜間独居 (④)
平成19年7月15日から平成19年8月14日まで	昼夜居室処遇 (③)

別紙 3

期間	措置	死刑執行
平成19年6月22日～8月24日	昼夜居室処遇(③)	
平成19年8月24日～8月25日	保護室(①)	8月23日
平成19年8月26日～9月7日	昼夜居室処遇(③)	
平成19年9月7日～9月21日	閉居罰(②)15日間	
平成19年9月22日～12月8日	昼夜居室処遇(③)	
平成19年12月8日～12月9日	保護室(①)	12月7日
平成19年12月9日～12月21日	昼夜居室処遇(③)	
平成19年12月21日～12月30日	閉居罰(②)15日前半	
平成19年12月31日～平成20年1月3日	昼夜居室処遇(③)年末年始のため	
平成20年1月4日～1月8日	閉居罰(②)15日後半	
平成20年1月9日～2月2日	昼夜居室処遇(③)	
平成20年2月2日～2月3日	保護室(①)	2月1日
平成20年2月3日～2月12日	昼夜居室処遇(③)	
平成20年2月13日～2月27日	閉居罰(②)15日間	
平成20年2月28日～4月11日	昼夜居室処遇(③)	
平成20年4月11日～4月12日	保護室(①)	4月10日
平成20年4月12日～4月17日	昼夜居室処遇(③)	
平成20年4月18日～5月2日	閉居罰(②)15日間	
平成20年5月3日～6月18日	昼夜居室処遇(③)	
平成20年6月18日～6月19日	保護室(①)	6月17日
平成20年6月19日～6月26日	昼夜居室処遇(③)	
平成20年6月27日～7月11日	閉居罰(②)15日間	
平成20年7月12日～9月12日	昼夜居室処遇(③)	
平成20年9月12日～9月13日	保護室(①)	9月11日
平成20年9月13日～9月18日	昼夜居室処遇(③)	
平成20年9月19日～10月3日	閉居罰(②)15日間	
平成20年10月4日～10月29日	昼夜居室処遇(③)	
平成20年10月29日～10月30日	保護室(①)	10月28日
平成20年10月30日～11月3日	昼夜居室処遇(③)	
平成20年11月4日～11月18日	閉居罰(②)15日間	
平成20年11月19日～平成21年1月30日	昼夜居室処遇(③)	
平成21年1月30日～1月31日	保護室(①)	1月29日
平成21年1月31日～2月5日	昼夜居室処遇(③)	
平成21年2月6日～2月12日	閉居罰(②)7日間	
平成21年2月13日～2月14日	昼夜居室処遇(③)	